

## 大口町ゲートボール場使用基準

### (目 的)

第1条 この基準は、大口町温水プール敷地内のゲートボール場の使用に関し、ゲートボール及び野外スポーツの健全な普及、発展を図るとともに、広く町民に使用される場合に必要な事項を定めるものである。

### (使用範囲)

第2条 使用させることのできる対象者は、大口町に在住、在勤、在学又は社会教育団体加盟者並びに子ども会活動とする。

### (使用許可の手續)

第3条 大口町ゲートボール場(以下「ゲートボール場」という。)を使用しようとするものは、大口町ゲートボール場使用許可申請書(様式第1号)に必要な事項を記入のうえ、使用期間の3ヶ月以内3日前までに管理者へ届出なければならない。

2 管理者は、前項の使用許可申請書を受理したときは、使用に支障のないことを確認のうえで使用許可書(様式第2号)を交付する。

### (使用時間)

第4条 ゲートボール場の使用時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

### (休場日)

第5条 ゲートボール場の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜・火曜日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

### (使用者の義務)

第6条 使用者は、ゲートボール場の使用に際して、許可された条件及び管理者の指示に従わなければならない。

### (使用の制限等)

第7条 管理者は、使用者に対してその使用を制限し、若しくは停止し、又は園許可を取り消すことが必要と求めたときは、その許可を取消することができる。

### (使用者の損害復元)

第8条 使用者は、施設、用具等を破損した場合には、管理者に届出ると同時に、その損害を復元しなければならない。

(委任)

第9条 この基準に定めるものの他、ゲートボール場の使用に関し必要な事項は、教育長が決定する。

附 則

この基準は、昭和59年8月1日から施行する。

\*様式 略